

放射線障害防止法に基づく放射線管理実務講習会に参加して

JA 長野厚生連 長野 PET・画像診断センター 藤岡 聡

平成 23 年 11 月 13 日（日）に神奈川県放射線管理士部会などの主催により、放射線障害防止法に基づく放射線管理実務講習会が、東京駅近くの富士フィルム RI ファーマにて開催された。神奈川県の研究會などが主催されているが、参加者は（私も含め）遠方からもあったようであり、これからも本講習会に対しての興味の高さや意義を感じた。

私は昨年から職場にて放射線管理の実務を担当している（非選任）が、実務を担うようになって初めて感じるプレッシャーや問題点がいくつかある。一つは主任者免状取得当時の知識で実務をこなすと法令違反になる事項があり、法令の改正点について熟知する必要があることである。文部科学省や関連学会のホームページなどをチェックし情報を集めることが必要であり、診療放射線技師としての臨床業務を同時にこなすには体力勝負である。ほかには法令に従って具体的にどう動くかである。例えば、19 科原安第 166 号では PET 施設の排気設備の校正を「定期的」に行うこととなっているが、具体的にどのくらいの頻度で校正を行えばよいか悩ましい。「定期的」の解釈について、今回の講習会で年一回の校正が妥当だと学んだが、文書の解釈を間違えると誤った状態で PDCA サイクルを回すことになり安全管理を損なってしまう。本講習会は改正障防法について勉強が出来、また実務で疑問に思っていることを講師に質問できるため、以上の問題点が解決できる非常に有意義な講習会であった。

「改正放射線障害防止法施行前の医療現場の準備」では、①放射化物の取扱いに関する規制、②クリアランス制度の導入、③廃止措置の強化、④譲渡譲受制限の合理化、⑤罰則の強化のそれぞれの改正点の説明をしていただいた。特に自施設に関係あるものとしては①の放射化物の取扱いに関する規制であり、放射化されたサイクロトロン構成部品は改正後ある基準によって規制される。その基準は現在放射線安全規制検討会で検討されており、今後注目していきたい。「漏えい事故を防ぐための排気、排水設備点検」では、排気施設、排水設備の自主点検時に点検すべき部分について具体的な点検方法を示された。すぐにも実践できる内容であった。「定期検査・定期確認の概要と留意事項」では実際に検査員・定期確認員として活躍されている方から、具体的な過去の事例等を踏まえ、留意事項を説明していただいた。自施設では近々定期検査および定期確認を受審するため、具体的な内容で非常に参考になった。講習会では他に震災関係としてリニアックの地震時対応や原発事故における除染についての講演があり、報道では知りえない生の活動内容を聞くことが出来た。

最後に、今回の講習会の企画、運営をしていただいた皆様、講師の皆様に感謝いたします。ありがとうございました。



受講後、排水設備の点検をしている筆者